

## 「都内観光促進事業」(もっと楽しもう！TokyoTokyo) 都内在住を証明する身分証明書等一覧

「都内観光促進事業」における都内在住を証明する書類等は、以下のとおりです。

| 【在住の証明書】      | 注意点等  |
|---------------|---|
| 国民健康保険被保険者証   | ※社会保険証(民間の法人等が発行している健康保険証)は、都内在住を確認できないので不可                           |
| 後期高齢者医療被保険証   |   |
| 国民健康保険高齢受給者証  | ※発行元が行政(自治体)のもの。  |
| 運転免許証         | ※転居の場合は現住所記載のある裏面の確認も必要です。<br>※運転経歴証明書は平成24年(2012年)4月1日以降に発行されたもののみ有効 |
| マイナンバーカード(表面) | ※「裏面(マイナンバー記載面)」のコピーは違法です。<br>絶対にコピーしないでください(参加者から受取ることも不可)。          |
| 住民票           | ※旅行催行日から起算して3か月以内に発行されたもの。<br>※マイナンバー(個人番号)の記載があるものは不可。               |
| 住民基本台帳カード     |   |
| 介護保険被保険者証     |   |
| 小児医療証         | ※記載されている保護者についても在住証明として使用可能です。  |
| 障害者手帳         |   |
| 在留カード         | ※法務大臣発行(特別永住者証明書も可)   |

※有効期限が切れているものは不可。

※上記記載の書類のうちいずれかについて、参加者全員分の確認が必要です。

※上記記載書類の確認ができない場合は、助成金をお支払いできません。

ご不明な点はお問い合わせください。